

令和5年度

別府市共生社会形成プラン

評 価 シ ー ト

令和7年2月14日

No	1	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。		市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態		
中長期方針	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	民間事業者も将来的に合理的配慮が法的義務化されることも含め、市民や事業者等に研修等の様々な方法で啓発する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	11,880,000円	内容	コーディネーター設置等委託料	
	<p>・民間の2団体に、障がいや合理的配慮について理解を深めるための研修を実施し、障がいのある方に対する合理的配慮の提供の仕方等について相談を受け、助言した。</p> <p>・障害者週間に合わせて、合理的配慮の必要性や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴う令和6年度以降の変更点について、当事者の家族から訴えるという形で、別府市障害者自立支援協議会地域生活支援部会作成の啓発動画を市公式ホームページや市役所1階バンブーシアターで視聴できるようにした。また、別日開催の自治委員会理事会や、市報でも同内容を周知した。</p> <p>・障がいの種類にかかわらずバスの利用をしやすくする手引きの案について、別府市障害者自立支援協議会当事者部会の意見を参照した上で作成し、亀の井バス株式会社に活用を依頼した。</p>				
自己評価	困難度	COVID-19がV類移行後も感染が続いている状況で、安全性の確保との兼ね合いで周知等をどこまでするべきか手探り状態だった。			
	達成度	中長期方針に沿って実施できた。			
	総合	A	自己評価のポイント	合理的配慮の提供について相談を受けた際、目標に向け達成できる実現可能な範囲での提案ができた。	
今後の取組	デジタル・アナログ両方で合理的配慮や条例等について理解する研修が可能なことを広く周知する。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<p>・啓発動画の公開やバンブーシアターでの視聴など、一般市民が自然と目に触れることができる機会を提供、周知できたことは一定の評価ができる。</p> <p>・コロナ禍において安全性を確保しながら広報・啓発が行っていた。</p> <p>・民間2団体において、合理的配慮の提供等について相談を受け、助言ができていた。</p>				
助言等	<p>・昨年度と比して実施内容について充実していた。</p> <p>・多方面の事業者へ働きかけていました。</p>				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	今後も様々なツールで啓発を行い、親なきあと問題や合理的配慮、虐待防止など、分野ごとの周知を検討していく。	

プラン変更の要否	否
修正前	デジタル・アナログ両方で研修可能なことを周知し、依頼があれば実施する。
修正後	

No	2	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第2項		市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ともに生きる条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、現在も継続して実施している。		市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態		
中長期方針	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。				
年度計画	新採用職員、並びにこれまで未受講だった職員を中心に研修を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	11,236円	内容	講師等謝礼金4,900円、消耗品費6,336円	
	<p>・職員課主催で、新採用職員計30名を対象に、車いす、ベビーカー、シニアカー、白杖及び視野制限ゴーグル等を用いて、共催者より使用方法の説明を行った後、肢体や視覚の身体障がい者、高齢者、子育て家庭などの要配慮者が、歩道等を通行する際の物理的バリアを実地で体験し、研修の感想等についてアンケートを実施した。<参考資料①></p> <p>・研修未受講の正規職員及び会計年度任用職員計33名を対象に、別府市の障がいと合理的配慮についての概要、障がいに対する理解を深める研修・啓発活動講師団による講話、エアカフェや手話による聴覚障がい体験からなる研修を実施した。参加できなかった正規職員については、Zoomアプリを用いて障がい体験を含めたりリモート形式での研修(計3名)、あるいはLoGoフォームを用いたアンケート入力形式(計8名)による代替措置を実施した。<参考資料②></p> <p>・合理的配慮の必要性や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴う令和6年度以降の変更点について、庁内の電子システム等により啓発し、関係機関への周知を依頼した。また、文化国際課並びに観光課の職員計5名に研修等で概要を説明した。</p>				
自己評価	困難度	COVID-19がV類移行後も感染が続いている状況で、安全性の確保との兼ね合いで対面形式は手探り状態だった。また、リモート形式で研修を行う際、通信環境に大きく左右され、一部途切れた点もあった。			
	達成度	体験研修を含めて実施し、年度計画を達成した。			
	総合	A	自己評価のポイント	リモート形式でも体験研修を実施した実績ができた。	
今後の取組	研修未受講の職員を中心に、デジタル・アナログ両方の形式で研修を実施する。				

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<p>・コロナ禍で可能な限り研修に実地体験を取り入れ、市役所職員が障がいによる困りを体感できたことは、障害理解を深める上で重要であり、評価できる。</p> <p>・様々な身体機能障害への模擬的体験を計画し、実施できていた。</p> <p>・研修後のアンケートについても次に繋げる情報として行っていた。</p>				
助言等	<p>・身体障害に限定せず、精神障害者や知的障害者への対応で知っておく必要のあることについては、研修に取り入れる必要性を感じる。</p> <p>・模擬体験を取り入れて今後も実施して頂きたい。</p> <p>・新採用職員、並びに未受講の正規職員に体験の機会を設けていることは重要で、継続することで定着が図れる為、何度でも受講できるシステムも必要と考えます。</p>				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	今後も引き続き模擬体験等を含めた研修を継続し、研修内容に精神障害や知的障害への合理的配慮についても取り入れていく。

プラン変更の要否

プラン変更の要否	否
修正前	新採用職員並びに研修未受講の職員を中心に、デジタル・アナログ両方で研修を実施する。
修正後	

No	3	分類	相互理解の促進	担当課等	学校教育課
条文	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものではなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態		各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態		
中長期方針	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。				
年度計画	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	0円		内容	
	自己評価	①県立支援学校との交流(居住地交流含む) 7校	②関係機関との連携 ・太陽の家への見学・体験活動・交流 3校 ・手話学習、視覚障がい者体験、車椅子体験の実施 3校 ・命の授業、生命と看護の授業、福祉と介護の授業実施 2校 ・障がい者差別についての出前授業等実施 2校		
③地域の方がたとの交流 ・老人会との交流 2校 ・APU留学生との交流 4校		④教職員研修 ・特別支援教育についての校内研修実施 21校 ・各種の人権問題についての研修 21校			
困難度		関係機関等が、校区内にない場合は、実施がやや困難になる。			
達成度	児童生徒が障がいを身近なものと感じ、理解を深めるため、関係機関と連携した取組ができた。教職員研修では、発達障がいに対する理解が深まり、児童生徒への支援や対応について多くの知識を得ることができた。				
総合	B	自己評価のポイント	児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、障がいへの知識・理解を促進する取組ができています。		
今後の取組	障がいへの理解を深めるために、交流や体験を取り入れた学習活動を一層推進するとともに、引き続き教職員研修の充実を図る。				

外部評価					
評価	C	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・子どもたちの理解を深める内容が少ないのではないか ・教職員の研修は増えているが、子どもたちの体験は減っている。 ・文言が昨年と全く同じで数字だけ入れ替わっている。				
助言等	・子どもたちがどれくらい身近に感じられたのか、具体的な内容を示してほしい。・教職員の研修が子どもたちにどのように反映されているのか、具体的に示してほしい				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	○現在の取組の充実を図る ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互理解を深めるための人権教育を教育課程に位置づける。 ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修を実施し、児童生徒の個に応じた支援につなげる。 ・校長会等において、幼稚園・小中学校訪問ワークショップの活用を勧め、子どもたちの体験活動を推進する。	
プラン変更の要否	否	
修正前	障がいへの理解を深めるために、交流や体験を取り入れた学習活動を一層推進するとともに、更なる教職員研修の充実を図る。	
修正後		

No	4	分類	生活支援に関する合理的配慮(自立生活支援及び情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	自立生活に向けての支援体制が十分とはいえず、また存在する支援制度も周知されていないことにより、支援が必要な人が支援を受けられていない状態		 様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、かつ、支援制度について情報提供が適切になされている状態		
中長期方針	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。				
年度計画	地域生活支援拠点等整備に必要な課題解決に向けて具体策を検討するとともに、障がいのある人に必要な情報が伝わる提供方法を検討し、可能であれば実施する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	15,853,770円	内容	コーディネーター設置等委託料11,880,000円、扶助費3,973,770円(日常生活用具・自動車操作訓練費)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者向けの運転免許取得助成制度を改正して、助成対象を市内に住民票がある療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳所持者にも拡大し、市公式LINEで周知した結果、計3件助成した。 ・大分県主催の親亡き後等の問題相談会を市役所1階で開催するにあたり、別府商工会議所の協力を得てホームページにリンクしてもらうとともに、市報、公式LINE等で発信し、電話での問合せにも対応した結果、当日計4件の相談を受付けた。 ・LoGoフォームを活用して、運転免許取得助成並びに障害者控除対象者認定を電子申請対応可能にし、後者については計7件申請を受付けた。 ・グループホーム並びに放課後等デイサービス事業所の空き情報をホームページ上で公開した。 ・障がい福祉ガイドブックを新規手帳取得者等に窓口で渡した。 ・医療的ケアが必要な児童の保護者からの相談等を受け、先行自治体の状況を調査した上で給付上限額等を設定し、日常生活用具給付制度を改正してポータブル電源・ポータブル蓄電池を給付対象に加え、計11件給付した。 ・別府市障害者自立支援協議会地域生活支援部会において、緊急時の対応が必要な障害区分未申請者の状況把握のため、チェックリストの案を検討した。 				
自己評価	困難度				
	達成度	中長期方針を達成した。			
	総合	A	自己評価のポイント	運転免許取得助成制度の社会的障壁を取り除くことができた。	
今後の取組	電子申請手続に対応可能な事業を増やす。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取得制度の改正に伴い、助成対象が拡大したことや電子申請可能となるなど利便性が向上したことは評価できるが、身体障害者の免許証取得については、受入れる自動車学校の問題が残るなど、継続協議の必要性がある。 ・地域生活支援拠点等整備については今年度進んでおらず、障がい区分未申請者の状況把握の為に実施したチェックリストは、成果が出ていない。 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者向けの運転免許取得制度を改正することで幅は広がりましたが、新規運転免許取得には、ハード面の配慮も必要と考えます。(自動車運転免許センターの環境面や職員による介助量の限界:スタッフ不足や高齢化によるもの) 				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	民間事業者への合理的配慮の提供義務については、今後も引き続き周知を行っていく。	
プラン変更の要否	否	
修正前	支援制度の改正が行われた際、可能な限りの手段で情報提供に努める。	
修正後		

No	5	分類	生活支援に関する合理的配慮(相談支援体制の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。		相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態		
中長期方針	相談支援体制の整備を行う。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、地域生活支援拠点等整備と合わせてネットワーク強化に努める。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	45,721,566円	内容	基幹相談支援センター等委託料31,900,000円、コーディネーター設置等委託料11,880,000円、医療的ケア児等コーディネーター協議会運営委託料1,941,566円	
	<ul style="list-style-type: none"> 市内の生活介護事業者による連絡会が発足し、実施された。 別府市医療的ケア児等コーディネーター協議会が委託により4回実施され、研修によるポータブル電源の取扱いに関する注意事項や、医療的ケア児等コーディネーターと相談支援専門員が伴走して対応する事例の共有等を行った。 大分県親亡き後問題相談員研修修了者による連絡協議会を2回開催した。また、大分県主催で親亡き後問題相談員も含めた親亡き後等の問題に関する研修を開催し、7名が参加したほか、親亡き後等の問題相談会では、大分県から委託を受けた社会福祉法人大分県社会福祉事業団の親なきあと相談員と共に、研修修了者も計4件相談対応した。 				
自己評価	困難度	昨年度の外部評価の指摘を受けて、情報共有ができるよう、別府市医療的ケア児等コーディネーター協議会で研修を行う際、各方面に参加を呼び掛けたものの、委員及び関係者以外で、相談支援事業所と訪問看護事業所からの参加が各1名にとどまった。			
	達成度	年度計画を達成した。			
	総合	A	自己評価のポイント	昨年度の外部評価の指摘を受けて事業を実施した。	
今後の取組	地域課題の解決に必要な相談体制の基礎となる相談支援専門員の質、並びに専門部会等の会議体のあり方について、再検討する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	実施内容は評価できるが、年間計画は未達成となっている。				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> 重層的整備事業など、市役所内の複数課が関わるケース支援については、横の連携がより強化できることを期待したい。 親なきあと相談会では幅広い情報発信が必要。 今後参加しやすい日程や研修企画を提案します。(内容により、参加しやすさや分かりやすさが異なる。現実的に関わる可能性があれば参加者が募りやすい。) 				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	医療的ケア児への支援や親なきあと等の問題解決について、コーディネーターの活用方法、他分野との連携をし、最適な支援、手法を共同で検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	相談支援専門員全員が大分県親亡き後問題相談員研修修了者と同じスキルを持てる研修等を検討する。
修正後	

No	6	分類	生活支援に関する合理的配慮(専門知識・職業倫理の向上)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。		職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態		
中長期方針	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。				
年度計画	コンプライアンス研修等を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	43,780,000円	内容	基幹相談支援センター等委託料31,900,000円、コーディネーター設置等委託料11,880,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律による令和4年度からの義務化に伴い、地域生活支援部会により、居宅介護事業所等も含め希望する事業者に虐待防止研修を実施した。 ・基幹相談支援センター等委託業務の一環として、地域生活支援拠点等整備について、相談支援事業所や居宅介護事業所に研修を実施した。 ・別府市医療的ケア児等コーディネーター協議会が委託により4回実施され、研修によるポータブル電源の取扱いに関する注意事項や、医療的ケア児等コーディネーターと相談支援専門員が併走して対応する事例の共有等を行った。 ・スガ島土佐ご祝しさ俊向題相談員も各めに祝しさ俊寺の向題に関9る研修を開催し、7名が参加した。 ・事業所の指定取消し事案を受け、児童発達支援管理責任者向けの研修を実施した。 			
自己評価	困難度	昨年度の外部評価の指摘を受けて、情報共有ができるよう、別府市医療的ケア児等コーディネーター協議会で研修を行う際、各方面に参加を呼び掛けたものの、委員及び関係者以外で、相談支援事業所と訪問看護事業所からの参加が各1名にとどまった。		
	達成度	中長期方針に沿って必要な研修を実施できた。		
	総合	A	自己評価のポイント	昨年度の外部評価の指摘を受けて事業を実施した。
今後の取組	地域生活支援拠点等整備と合わせて、障がい者の虐待防止や医療的ケア児等に関する専門的な研修を実施する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・障害者支援に携わる職員による利用者への差別的な発言や、言葉の暴力など心理的虐待は後を絶たず、研修や事業所指導を通じて「虐待をしない、させない」意識付けを行っていく必要がある。		
助言等	・令和5年度に子ども支援部会でコンプライアンス研修を実施していることは評価に加えてよいと考える。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	自立支援協議会の専門部会を通じて、大分県による令和6年度の報酬改定についての説明会を、サービス別事業所向けに行う。また、地域移行・地域定着(にも包括)の研修会を精神科病院や施設向けに行う。また、虐待の研修についても引き続き検討し、行っていく。
プラン変更の要否	否
修正前	地域生活支援拠点等整備と合わせて、障がい者の虐待防止や医療的ケア児等に関する専門的な研修を実施する。
修正後	

No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮(情報機器活用、情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項	市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	日常生活用具給付事業などの情報通信機器活用制度や障がいの特性に配慮した情報提供方法が、ニーズに十分に答えられているとはいえない状態		ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態		
中長期方針	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。				
年度計画	別府市公式LINEで障がい福祉に関するQ&Aがチャットボット対応になったことを周知する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	6,023,837円	内容	扶助費
	<p>・別府市公式LINEで障がい福祉に関するQ&Aがチャットボット対応になったことについて、市公式ホームページやプレスリリース、別府市障害者自立支援協議会、市議会一般質問での答弁等、あらゆる方面で発信し周知に努めた。</p> <p>・高速道路の障がい者向けETC割引について、インターネット上でも申請が可能になったことを、障がい福祉ガイドブックに二次元コードとともに掲載し、窓口や電話等での問合せでもその都度紹介した。</p> <p>・視覚障がい者用ポータブルレコーダー、暗所視支援眼鏡、人工喉頭、聴覚障がい者用通信装置等の日常生活用具を、必要とする当事者に給付した。</p>			
自己評価	困難度			
	達成度	年度計画を実施できた。		
	総合	A	自己評価のポイント	市役所に来なくても手続きができる下地ができた。
今後の取組	地域生活支援事業で電子申請対応可能な事業を増やし、実施後可能な限りの手段で周知する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	<p>・当事者団体等へのニーズ調査結果がわかりにくい</p> <p>・当事者団体等の意見聴取ができていないのか不透明</p> <p>・障害のある方々の利用については、トラブルにもなりかねない面もある。(支援学校の生徒等、正確に理解できるか)・市民の周知度に疑問(市報を全員が隅々まで見るわけではない)</p>		
助言等	<p>・当事者団体と連携を図りながら実施してほしい。</p> <p>・利用した方の声を聞き、使い勝手等のモニタリングが必要では。</p> <p>・広報したのちの申請数の変化を具体的に示してほしい。(広報の方法の再検討も必要かもしれない)</p> <p>・相談支援専門員の活用(当事者の方へ直接的に伝えてもらえる)</p> <p>・福祉サービス事業所や、学校への広報を実施し、そこから利用者・児童生徒への周知をするのも方法のひとつ</p>		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	当事者団体等へ操作方法などのマニュアルの提供をしたうえで、ニーズ調査、使い勝手を調査し改善していく。

プラン変更の要否	否
修正前	地域生活支援事業で電子申請対応可能な事業を増やし、実施後可能な限りの手段で周知する。
修正後	

No	8	分類	生活支援に関する合理的配慮(社会資源の充実)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	<p>現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。</p>		<p>重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態</p>		
中長期方針	社会資源を充実させる。				
年度計画	医療的ケア児等コーディネーター協議会による実績又は成果が上がるよう関係者と検討する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	5,615,336円	内容	別府市医療的ケア児等コーディネーター協議会運営等委託料1,941,566円、扶助費3,673,770円
	<p>・別府市医療的ケア児等コーディネーター協議会が委託により4回実施され、研修によるポータブル電源の取扱いに関する注意事項や、医療的ケア児等コーディネーターと相談支援専門員が伴走して対応する事例の共有等を行った。</p> <p>・医療的ケアが必要な児童の保護者からの相談等を受け、先行自治体の状況を調査した上で給付上限額等を設定し、日常生活用具給付制度を改正してポータブル電源・ポータブル蓄電池を給付対象に加え、計11件給付した。</p> <p>・別府市内に医療的ケアが必要な方がどのくらいいるか実態把握のため、医療機関や大分県東部保健所、訪問看護事業所や相談支援事業所等各方面に調査協力を依頼した結果、延べ66人いる事を把握した。</p>			
自己評価	困難度	医療的ケアが必要な方の実態把握調査で、個人が特定されないよう回答してもらう形式にしたものの、個人情報の取扱いに関して問合せが相次いだ。		
	達成度	年度計画を達成した。		
	総合	A	自己評価のポイント	医療的ケア児等に必要な施策を行う上での根拠を、共有することができた。
今後の取組	医療的ケア児等に関する会議に、学校関係者や保健関係者にも参加してもらうよう検討する。			

外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<p>・日常生活用具給付制度の対象拡大は評価できる。</p> <p>・社会資源等が充実し、別府市内に医療的ケアが必要な方がどのくらいいるか実態調査を行い、把握できたことは評価できる。</p> <p>・就労支援特別事業が開始されて2年目になり、評価できる。</p>				
助言等	<p>・医的ケア児だけでなく、重度の障害者の生活を支える支援を充実させていくためにも幅広い支援が必要。</p> <p>・訪問ヘルパーの不足解消に向けた取り組みが必要。</p>				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	医療的ケア児が保育、教育を受けられる体制拡充を保育、教育分野と連携して検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	医療的ケア児等への支援策を検討する会議体に、学校関係者や保健関係者も参加してもらえるよう調整する。
修正後	

No	9	分類	生活環境に関する合理的配慮(道路整備)	担当課等	都市整備課
条文	第11条第1項		市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態		障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態(歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない)が解消された状態		
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。				
年度計画	・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(道路整備)	経費(概ね)	¥190,000,000	内容	5路線の道路整備に要した経費
	朝見～北石垣線外4路線において、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの設置等を行った。				
自己評価	(維持補修)	経費(概ね)	¥158,000,000	内容	歩道補修等の工事費
	別府市共生社会実現推進基金を活用して、令和3年度に障がいのある方々と実施したバリアフリー調査結果を基に、段差解消や、傾斜緩和、点字ブロックの設置などの歩道整備工事を行った。また、継続して当事者の様々な意見を聞きながら、電柱移設による歩行空間の確保、路面状況の悪い舗装の修繕等を行った。				
今後の取組	困難度	歩道改修については、バリアフリー整備に関するガイドラインを参考にしながら設計を進めていくが、同一の路線でも場所により構造が異なるため、現地に合わせた最適な整備を検討することが難しい。			
	達成度	今年度予定していた箇所の工事については、概ね完了することができた。急きよ当事者より要望等があった箇所についても、可能な限り対応し改善することができた。			
	総合	B	自己評価のポイント	バリアフリー調査を基に実施した工事箇所について、全ての箇所ではないが、計画に基づいた工事については完了させることができた。また直接障がいのある方々から伺った要望に対しても、可能な限り対応できた。	
今後の取組	令和6年度についても、通常の道路整備及び維持修繕に加え、令和3年度に障がいのある方々と実施したバリアフリー調査結果を基に歩道の段差解消等、安心・安全な道路環境の整備に努めていく。また、今年度と同様に継続して、障がいのある方々に現地での立会をお願いし、意見を伺いながら、可能な限り要望に沿った整備を行っていきたい。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で利用しやすい道路環境となるよう優先度が高い箇所から順次修繕を進めている。 ・昨年の意見にある、当事者の意見をどのように取り入れ、関わったのかが見えない。 ・一部地域では障がいのある方への歩道等の改善がなされているようだが、別府市全体をみるとまだ改善の必要性を感じる。特に鉄輪線道路に関しては、歩道が狭く、電柱もあり、車いすが通れる環境にない。 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、当事者団体と連携を図りながら実施してほしい。 ・当事者団体等がまち歩きを行うことにより、改良された場所を具体的に示してほしい。 ・地図などで、改良された場所を見える化してほしい。 ・令和8年4月に南石垣支援学校が移転することに伴い、周辺の歩道などの合理的配慮を検討してほしい。 				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	昨年度に引き続き、バリアフリー調査結果を基に対策工事を実施していくとともに、当事者団体等の各関係者と連携を図りながら取り組みを続けていきます。改良済の場所に関する見える化については必要に応じて情報提供を検討いたします。また、国や県が推進する道路事業については、当該道路事業者との連携し、別府市全体の道路環境の改善に努めていきます。

プラン変更の要否	否
修正前	・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子ども連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。
修正後	

No	10	分類	生活環境に関する合理的配慮(住宅確保)	担当課等	施設整備課	障害福祉課
条文	第11条第2項		市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)			
	市営住宅内に段差が多数ある。		 段差の解消			
中長期方針	計画的に段差の解消を進める。					
年度計画	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。(障害福祉課)要配慮者向けの制度と合わせて居住支援協議会等の住宅セーフティネット関連の周知に努める。					

実施結果及び自己評価							
実施した内容	(施設整備課)	経費(概ね)	1,977,000円	内容	段差解消工事		
	光の園住宅L棟、上野口住宅A・C棟、鶴見住宅A・B・D棟、石垣原住宅A棟、北中住宅A・B棟、それぞれの階段室へのアプローチ段差解消工事を行った。						
自己評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	居住支援ネットワーク会議出席		
	<small>要配慮者から問合せがあった際に備え、これまでは高齢者福祉課やひとくらし支援課と連携して協力不動産会社へ手続を行いやすくする制度を始めていたが、より体制を整備するため「居住支援ネットワーク会議」が開催されるようになり、令和5年12月に県・市による事前会議、令和6年2月に関連機関(不動産会社、社協、基幹相談支援センター、大学関係者等)を交え「別府市第1回居住支援ネットワーク会議」に出席し連携体制の整備を始めた。</small>						
自己評価	困難度	(施設整備課)		(障害福祉課)			
	達成度	9棟(33箇所)の段差解消工事を行った。			個人からの問合せ等は特になかったが、前記(実施した内容)会議出席により問合せ時対応について明確化した部分が見えた。		
	総合	A	自己評価のポイント	施設整備課	A	令和5年度実施予定の工事を9割程度実施できた。	
今後の取組			障害福祉課	A	会議での協議		
	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。 (障害福祉課)庁内関係課および外部関係機関との連携体制を確固たるものにし、それを活かした周知を強化する。						

外部評価						
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()			
評価の理由	・施設整備課の段差解消工事について目に見える形で行われており、評価ができる。 ・障害福祉課については現状・目標・中長期方針が不明であり評価が難しいが、居住支援関連施策等の周知が居住支援ネットワーク会議にてなされたのであれば周知がある程度できたものと考えられる(定例化され今後周知予定である場合も含む)。					
助言等	・障害福祉課の現状・目標・中長期方針については記載が必要ではないか。 ・民間共同住宅について単にシェアハウスのみを指すのではなく、障害福祉サービスにおけるグループホームも含まれているものとするが、法改正(R6. 5. 30)によって成立した「居住サポート住宅」についても今後視野にいれていただきたい。 ・評価についてより実際に沿ったものとするべく、文面だけでなく写真等の資料があると良いのではないかと。					

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	(施設整備課)階段室へのアプローチ部分の段差工事が令和6年度で完了予定のため、計画どおりに進めます。 (障害福祉課)来年度に向けて現状・目標・中長期方針について検討し、引き続き「居住支援ネットワーク会議」を通じて関連機関との連携体制の整備に努める。	

プラン変更の要否	否	
修正前	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。 (障害福祉課)令和6年2月に「別府市第1回居住支援ネットワーク会議」が開催され、関連機関(不動産会社、社協、基幹相談支援センター、大学関係者等)を交えての協議を開始した。令和6年度においても引き続き連携体制の整備を進める。	
修正後		

No	11	分類	生活環境に関する合理的配慮(保証人制度の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	賃貸借契約の際に保証人を求められるケースが多く、保証人を立てられない障がいのある人が契約を締結できない場合がある。		保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態		
中長期方針	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。				
年度計画	要配慮者向けの制度と合わせて、住宅セーフティネット制度の周知を強化する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)		内容		
	なし。				
自己評価	困難度	別府市に拠点を置く居住支援法人がないため、連携の回りづらさはある。			
	達成度	別府市が取組む「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」実現のための協議の中で包括的に議論している。			
	総合	C	自己評価のポイント	令和5年度は具体的な取組なし。	
今後の取組	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」にかかる協議の場(地域移行・地域定着支援分科会)において、「住まいの確保」を協議事項の一つとしているため、今後も継続協議。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・当時の状況で市内に居住支援法人がなく、市外においても別府市にて身元保証事業を行える居住支援法人がなかったこともあり、保証人制度の整備については困難であったことが見受けられる。 ・しかしながら、協議自体は行えており、住まいについての困りやその対応策(住宅セーフティネット法等)についても多少の周知が見られていたことについては評価ができる。				
助言等	・R6.2より新たに指定を受けた市内の障害の方にも対応した居住支援法人を協議の場を含める事をおすすめする。 ・居住サポート住宅についても協議の場にて共有をすべきか。				

評価結果をこまめた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」にかかる協議の場において、市内の居住支援法人も新たに含め、住まいの確保についての協議を深めていく。

プラン変更の要否	否
修正前	令和6年2月に「別府市第1回居住支援ネットワーク会議」が開催され、関連機関(不動産会社、社協、基幹相談支援センター、大学関係者等)を交えての協議を開始した。令和6年度においても引き続き連携体制の整備を進める。
修正後	

No	12	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共的施設の設備の確保)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第4項		市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。			市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。	
中長期方針	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円		内容	・別府市障害者自立支援協議会当事者部会より、別府市中央公民館・市民会館前駐車場工事にに関して、配慮が十分でない状況がある旨の意見を聴き取り、施設所管課と共有した。 ・LoGoフォームを活用して、市の公式ホームページから公共施設の合理的配慮について意見を投稿しやすくするようにし、別府市障害者自立支援協議会当事者部会でも周知したものの、施設に関する意見投稿がなかった。
	自己評価	困難度	達成度	総合	B
			自己評価のポイント	施設所管課との問題共有ができた。	
今後の取組	施設所管課に意見投稿をしやすくする配慮の実施を依頼する。				

外部評価

評価	C	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	前年度の意見である入力フォームのアクセシビリティについて多少の改善が見られたが、施設での広報は進んでおらず、意見自体は増えてはいない様子。他課との共有についても評価はできるが、そもその意見自体があまり聴取出来ているようには感じられなかった。				
助言等	・身障体育館であれば老朽化やエアコンの不備、通路や仕切りがなく、他スペースに移ることが難しい、駐車場の狭さ。市庁舎であればトイレが少なく、全体的に暗い。市民プールであれば、数が減った、教室等が多くあまり自由に使えない、更衣室の衛生環境の悪さ等様々な意見が市内障がい者よりも聞かれているが施設そのものには意見募集についての見出し等がなく、意見の集まりにくさが変わらずあると思われる。 ・当事者部会と共同することや、他障がい(発達)の方の意見も聴取し、余暇等の受け入れができるようになることと良いと思われる。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	HPでの意見募集フォームや、当事者部会での意見集約方法を見直し、多くの当事者の意見を反映できる方法を検討する。

プラン変更の要否

プラン変更の要否	否
修正前	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。
修正後	

No	13	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共交通機関の利用の円滑化)	担当課等	政策企画課
条文	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数が少ないなど、障がいのある人が必要ときに利用できる状態とはいえないのが現状である。		障がいのある人のニーズを満たすバスやタクシーの十分な台数や乗務員数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態		
中長期方針	交通事業者が障がいのある人の便に資するような輸送サービスに改善できるような環境づくり等を行う。				
年度計画	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	5,665,000円	内容	東別府駅管理業務委託料 1,065,000円 移住支援金 4,600,000円
	<p>○交通事業者に向けた研修実施の依頼を行なった。</p> <p>○バス事業者において研修実施。</p> <p>○大分県主催のUDタクシー講習に各タクシー事業者のUDタクシー乗務員参加。</p> <p>○各バス事業者において、ノンステップバス等の入れ替え導入実施。</p> <p>○バスロケーションシステムにおいて、ノンステップバスの運行情報提供実施。</p> <p>○別府市役所内に地域公共交通にかかる庁内横断組織を設立し、自立支援センターおおいたや地域包括支援センターの職員の意見交換し、移動に係る問題、課題を共有した。</p> <p>○JR東別府駅無人化対応として、簡易委託駅受託。</p> <p>○移住定住の促進並びに就職氷河期世代の就労や社会参加の促進を支援し、公共交通事業者の運転手不足の解消を図る目的の移住支援策を実施し、交通事業者と連携して移住及び就職説明会を実施した。</p> <p>○地域公共交通に係るアンケート調査実施。</p>			
自己評価	困難度	人口減少、新型コロナウイルスの影響による利用減のため、各事業者とも経営環境が厳しい状況。乗務員不足、高齢化によりサービス水準が低下し、鉄道駅の無人化、バスの減便、系統廃止、タクシーの予約が難しい状況につながっている。		
	達成度	コロナ禍以降継続する人手不足によりサービス水準が低下した。		
	総合	B	自己評価のポイント	困難な状況であるが、一定程度達成できた。
今後の取組	乗務員及び間接部門の人手不足は今後も続くことが予想され、サービス水準の維持も困難な状況。地域公共交通計画に沿って地域、事業者、県と国等と連携して対応を検討していく。			

外部評価

評価	C	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他()
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・リフトタクシーの予約がなかなか取れないことが多いと聞く。(2週間、1か月前の予約も断られることも) ・利用者の声やニーズの把握は現状、行っているのか。今後どのようにしていくのか。 ・コロナ禍での交通事業者に向けた研修を継続していることは、評価できる。 		
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体等と連携を図りながら進めてほしい。 ・乗務員不足が言われているが、それを今後どのように解決していくかが重要。車いすの方の移動方法の確保をお願いしたい。・研修をするときに当事者も一緒に参加し、生の声を聞いてもらうことも有効。 ・移住支援策や研修を受けた方の人数など具体的に示してほしい 		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉団体等からの現状や要望等をふまえ、交通事業者等関係団体に共有し、課題解決のため協議を重ね、対応を検討する。 ・車椅子の方が利用したい時に利用できる移動手段を確保し、関係する乗務員への研修も徹底して行う。

プラン変更の要否

プラン変更の要否	否
修正前	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。運転手不足解消のため、国や県、交通事業者等と連携して取組む。
修正後	

No	14	分類	防災に関する合理的配慮(防災に関する計画)	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	地域防災計画に障がいのある人への配慮(避難行動要支援者を含む)について記載済み。		 障害のある人やその家族が居住地域等において被る災害被害について理解し、備えることが出来る。		
中長期方針	全ての障がいのある人やその家族が、日常かかわりのある福祉関係者や防災担当などととも個別の防災計画を作成し、備えることが出来る。				
年度計画	(防災危機管理課)個別避難計画の具体的内容など含め関係部課と協議し、別府市としての取組の方向性と体制整備を行う。障がい当事者等に個別避難計画作成の取組が行われていることが認知出来るよう進める。インクルーシブ防災の進め方など、当事者や家族と共に議論する場や災害について学ぶ場を作る。(障害福祉課)定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(防災危機管理課)	経費(概ね)	173,000	内容	講師料、会場借り上げ料、備品
	①大分地方気象台とともに障がい当事者が勉強会を行い、自分のタイムラインを作成した。(R5政策企画課実施) ②個別避難計画作成について、関係課と協議し、制度設計の見直しを行った。(R5防災危機管理課実施)				
自己評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	避難行動要支援者に係る個別避難計画に係る対象者について、高齢者福祉課を主管としデータ管理をしていた。				
自己評価	困難度	(防災危機管理課)	(障害福祉課) 地域主体で策定する方針で進めていた個別避難計画において、地域とのつながりのバランスが取れていない実情がある。		
	達成度	①気象情報などをキャッチして、自分で逃げるスイッチをどの判断で行うのかなど、関係者や大分地方気象台の方々と議論しながら作成することができた。②個別避難計画について関係課と協議し作成方針が決まった。		個別避難計画作成を希望する対象者について、防災危機管理課とともに窓口対応した。	
	総合	A	自己評価のポイント	防災危機管理課 ①A ②B	①多様な方々に声掛けを行い、当事者の意識醸成や関係者の役割などの確認を行うことが出来た。②個別避難計画について作成方針が決まった。
今後の取組	(防災危機管理課)①全国で災害が起こるたびに新しい課題が突き付けられる。それらを踏まえて、当事者や家族が学ぶ場を創り続ける。(R6政策企画課実施予定) ②相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況、ハザードの状況、人的環境に合わせた個別避難計画の作成を進めて行く。(R6防災危機管理課実施予定) (障害福祉課) 災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者に対する個別避難計画作成が努力義務化されたため、福祉専門職等との連携により、より対象者の現状に沿った計画作成を進めていく。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	防災危機管理課と障害福祉課の連携、協働が進んでいない印象が強い				
助言等	・災害はいつ襲ってくるかわからない。コロナ禍ではあるが、さらに障害福祉課、防災危機管理課が共に、取組んでほしい。 ・個別避難計画作成の進め方について周知が必要。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	関係課相互協力のもと、個別避難計画作成に関係する相談支援事業所や協定先の福祉避難所に対し、制度及び作成方法等の周知を行い、関係機関協力のもと、実効性の高い避難計画作成を進めていく。

プラン変更の要否	障害福祉課のみ変更
修正前	(防災危機管理課)相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況、ハザードの状況、人的環境に合わせた個別避難計画の作成を進めて行く。 (障害福祉課) 災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者に対する個別避難計画作成が努力義務化されたため、福祉専門職等との連携により、より対象者の現状に沿った計画作成を進めていく。
修正後	(障害福祉課)防災危機管理課による個別避難計画作成にあたり、障害福祉課が「連絡係」になるのではなく、障がい福祉関係機関等の協力を得るなどして防災危機管理課・障害福祉課・関係機関が連携できるよう協議を進めていく。

No	15	分類	防災に関する合理的配慮(減災の仕組みづくり)	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	モデル地域において障害のある人や家族とともに、福祉専門職の力を借りながら個別支援計画を作成し、居住地域住民と必要な援護内容を確認する調整会議を行い、訓練を開催して検証している。		新たなモデル地域において障害のある人や家族とともに、福祉専門職の力を借りながら個別支援計画を作成し、居住地域住民と必要な援護内容を確認する調整会議を行い、訓練を開催して検証する。		
中長期方針	全ての障がいのある人やその家族が、安心して安全に暮らし続けられるために必要な整備を行う(必要なことを具体的に可視化する)				
年度計画	(防災危機管理課)引き続き社会福祉施設等に対しBCP作成の勉強会を行っていく。インクルーシブ防災の認知を高め、理解・協力を得るための関係者に向けた研修会や訓練を行う。(障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。更なる福祉避難所協定締結施設を開拓する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(防災危機管理課)	経費(概ね)	650,000円	内容	講師料・旅費
	福祉施設にて施設全体BCP研修会1回、事務局1回、デイサービス・訪問事業1回、入所施設1回、デイサービス事業所にてリアル体験型検証訓練を行った。認知度を挙げるために、医療と福祉の連携会議にて個別避難計画作成研修を行い、地域住民とともに避難訓練を開催し検証を行う。(R5政策企画課実施)				
実施した内容	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	防災啓発マニュアルの配布
	障害者手帳の新規申請やその他事業についての相談者に対して、障がい福祉ガイドブックを配布しており、そのガイドブックに防災啓発マニュアルを合冊し該当者や家族に配布した。 令和4年度実施「災害時についての意識アンケート」の結果を別府市ホームページに掲載し、対象者及び家族の防災意識を周知した。 福祉避難所の新たな協定締結施設はなかった。				
自己評価	困難度	(防災危機管理課)		(障害福祉課)防災意識を高めるための啓発機会の確保が困難な状態である。	
	達成度	雛型を理めるだけのBCP作成ではなく、利用者や職員の命を守るためのBCP作成が行えた。個別避難計画→世帯避難計画→地域BCP(地域で命を守る)という地域間連携ができています。		ガイドブック(防災啓発マニュアル合冊)の配布 意識調査の結果周知	
	総合	A	自己評価のポイント	防災危機管理課 A	多くの関係者とともに協議しながら自分事として取り組むことが出来た
今後の取組	(防災危機管理課)今後も施設のBCP作成を継続し、入所や訪問サービスなどの訓練開催も視野に進めていきます。また、個別避難計画は、子ども関係施設等への働きかけも行っていきます。				
	(障害福祉課)防災啓発マニュアルの障がい福祉ガイドブックへの合冊を継続し、現状と乖離している箇所等について確認し必要であれば修正する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	防災啓発マニュアルの障がい福祉ガイドブックへの合冊の周知はどのようにしているのか？ 防災啓発マニュアルは、毎年更新されているが、更新された新しいものが全員に配布できていない。				
助言等	・福祉避難所の指定・マニュアル作成や訓練が必要と感じる。 ・BCPの勉強会が必要と考える。 ・当事者団体や他課との連携が必要と感じる。幅広く広報の方法を考えた方が良い(障害福祉サービス事業所、学校、相談支援専門員へ発信協力を得ることも良い方法と考える)				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	協定福祉避難所については今後、庁内および関係施設等と連携して運営等について協議予定である。そのなかで協定締結施設等より要望があれば訓練を検討する。

プラン変更の要否	障害福祉課のみ変更
修正前	(政策企画課)アクションプラン(災害時の安否確認や多様な団体参画のネットワーク構築)作成に向けての研修や連携会議の開催 (障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに別添付録「防災啓発マニュアル」を合冊する方式を継続する。今後も可能な限り福祉避難所協定締結施設を開拓する。
修正後	(障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する「防災啓発マニュアル」を継続する。市ホームページの掲載内容を更新するので確認していただきたい。今後も可能な限り福祉避難所協定締結施設を開拓する。

No	16	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。		障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態		
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。また、試験案内に配慮の例を記載するなど、配慮が必要な人が申し出やすい環境づくりに努める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円		内容	
	<p>令和5年度は、9月、10月に職員採用試験の第1次試験を実施。市報、別府市ホームページ、別府市Facebook、別府市公式LINEアカウントを通じて広報を行った。また、県内の支援学校等にも申込案内を送付、障害福祉課へ広報依頼するなど広く申込者を募った。また、令和5年度職員採用試験では、Ⅲ種及び職務経験者において障がいのある方を対象にした試験も実施した。試験案内に車椅子使用、点字等の利用希望等の配慮について記載したが、配慮の申出はなかった。障がいのある方を対象にした試験では、Ⅲ種1名、職務経験者8名の申込があり、実際の受験者はⅢ種1名、職務経験者5名。会場の変更などの受験に係る配慮の要否について個別に確認を行い、1件の申出があったが、本人都合により試験辞退となったため、実際に配慮は行わなかった。</p>				
自己評価	困難度				
	達成度	関係機関に広報した。採用試験時の合理的配慮について、実際の受験者からの求めがなかったが、受付後の移動距離を考慮し、面接試験会場を受付から近い場所に変更した。また、就労環境の整備については、今年度、要望等に基づく具体的な環境整備は実施しなかった。			
	総合	B	自己評価のポイント	計画を概ね達成したため。	
今後の取組	広報活動については、引き続き、障害福祉課と連携を取りながら進めていきたい。就労環境の整備については、別府市障害者活躍推進計画に基づき、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。				

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	前年度意見に沿って、試験案内には配慮例が記載されており評価できるものの、その例については車いす、点字等という文章となっており、別ページに小さく下線を引いたテストセンターでの受験が困難な場合はご相談くださいという文章もあるものの、身体障がい以外の配慮については想像しづらい状況があるように思える。				
助言等	自立支援協議会や市活躍計画における職業生活相談員等と配慮例の表を用意するのはどうか。また、服装の基準についても推奨されるものが表記されていると安心感がでるのではないかと。前年度意見の繰り返しとなるが配慮によって試験に不利になることはないことの明記や、サテライトオフィス等の検討、障がい福祉サービスの就労移行支援事業所への広報もあるとより良いと思われる。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	採用試験案内の記載について、試験の際の配慮を求めたことにより、不利益になることはない旨の表記をしたい。

プラン変更の要否	否
修正前	法定雇用率以上の雇用を継続するため、多角的な広報を行うとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。また、試験案内に配慮の例を記載するなど、配慮が必要な人が申し出やすい環境づくりに努める。
修正後	

No	17	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第13条第2項		市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	希望と適性に応じた就労を行うことができない人が多く存在する。			多くの障がいのある人が、希望と適性に応じた一般就労・福祉的就労を行うことができる。	
中長期方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。				
年度計画	一般就労を希望した際の課題等を把握し、事例について検討する。また、各制度周知や就労支援機関との連携を図っていく。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円		内容	
	障害者自立支援協議会就労部会において、障がい福祉サービスに繋がっていない人を、福祉就労等の必要な障がい福祉サービスに繋げることを目的に作成した、就労支援事業所の冊子内容を追加修正し、ホームページに掲載した。				
自己評価	困難度	追加事業所に呼びかけるも、なかなか情報が集まらなかった。			
	達成度	市の行事や窓口で就労事業所一覧の情報提供を行うことができた。			
	総合	B	自己評価のポイント	計画を概ね達成できた。	
今後の取組	就労部会で、B型事業所の連携強化・一般就労に向けた支援の在り方などを探っていく。部会の参加事業所に偏りがあるため、様々な事業所が参加できる体制を整える必要がある。				

外部評価

評価	C	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	連携こそできているものの、一般就労の課題把握や事例検討、制度周知等はできておらず、B型事業所単位での連携強化についても行っていない状況がある。事業所情報も更新が遅れており、達成度については3割程度ではないかと感じる。情報提供のみをとっても市の行事や窓口のみとなっており、前年度より縮小されているように思われる。				
助言等	市の協力をさらに増して、就労部会を活用し課題把握、事例検討、制度周知、B型事業所連携に取り組んでどうか。また、前年度の繰り返しとなるが市内就労系事業所に向けて一般就労についてのアンケートをとってはどうか。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	来年度からスタートする就労選択支援についての周知や就労部会を通じて事業所との連携を図っていく。	

プラン変更の要否	否	
修正前	一般就労を希望した際の課題等を把握し、事例について検討する。また、各制度周知や就労支援機関との連携を図っていく。	
修正後		

No	18	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮 (雇用創出の促進)	担当課等	職員課	障害福祉課
条文	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。				
現状と目標	(現状)			(目標)		
	障がいのある人の雇用先が少ない。			障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態		
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。					
年度計画	(職員課)障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。(障害福祉課)障害者の就労・雇用について支援制度を周知していく。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	(職員課)	経費(概ね)	0円	内容	令和5年度職員採用試験では、障がいのある方を対象として正規職員を2名、会計年度任用職員を4名募集した。
	(障害福祉課)	経費(概ね)	1,133千円	内容	職場実習促進事業 R4年度から導入した職場実習に参加した障害者及び企業に対し、奨励金を交付する事業。金銭面等の理由で職場実習への参加が困難であった障害者に対し効果を発現しており、職場実習を通して雇用先とのマッチングを促進した。
自己評価	困難度	(職員課)	(障害福祉課)		
	達成度	令和5年度職員採用試験では、障害のある方を対象として正規職員を2名、会計年度任用職員を4名募集した。正規職員3名、会計年度任用職員2名採用予定。			事業導入後、2年目として職場実習の環境整備を促進できた。
	総合	B	自己評価のポイント	職員課 B 障害福祉課 B	市役所内に雇用の場を設け、5名採用予定だが、採用予定数に満たなかったため。 職場実習を通して雇用に至った者は少数だった。
今後の取組	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課)事業を通して障害者の就労を促進していくとともに、制度周知や様々な就労支援機関との連携を図っていく。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	職員課については引き続き活躍推進計画に沿って取り組めており評価ができる。採用に向けての配慮はNo16の通りであるが、計画の終了する今年度以降についても期待したいところ。障害福祉課については民間企業に向けた雇用促進は進んでいるものの、有用な市単制度の周知が思うようにできてないところに課題があるように思える。				
助言等	・雇用の促進については国も注目しているダイバーシティが必要になるのではないか。市や民間の業務において障がい者向けに切り出しを行い在宅ワークの活性化を行うことも検討できないか。 ・就労を推進するには居住や移動の問題についても合わせて検討が必要と思われる。 ・ホームページの見やすさやSNSの活用について検討し、情報取得のしやすさを向上できると良い。				

評価結果をこまめな対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組むとともに、より効果的な情報発信についても検討する。 (障害福祉課)就労部会などと共同して、障害特性に応じた就労ができるような取り組み、また、障害当事者への情報や選択肢の提供方法についても検討する。
プラン変更の要否	否
修正前	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課)障害者の就労・雇用について支援制度を周知していく。
修正後	

No	19	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (医療に関する支援)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第1項		市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	関係者・関係機関の間での連携体制は整ってきている。医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。		医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態		
中長期方針	医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。				
年度計画	別府市医師会の運営委員会等において、障害福祉サービスについて周知するとともに、医療機関側での障がいのある人の受診における課題についてヒアリングを行い、障がいのある人が感じる課題、医療機関側の感じる課題を整理する。(ただし新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ時期を考慮する必要がある)				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)		内容		
	なし。				
自己評価	困難度	医師会との協議には行政側での十分な意見統一が必要。			
	達成度	課内での打ち合わせが行えていない状況。			
	総合	C	自己評価のポイント	本項目の在り方について再検討したい	
今後の取組	医師会へのアプローチが必要であるが、課としての意向や見解を確立してからの働きかけが必要であるため、課内での打ち合わせを重ねたい。プランに位置付けるのを一旦中止し、準備ができてから再度位置付けたい。				

外部評価					
評価	C	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	取組み自体は評価できるが、プランへの位置付けの中止については慎重に検討することが必要ではないか。前年度評価にて取り組みの方向性や妥当性について評価がなされており、今年度は民間企業での合理的配慮の義務化もなされたことからその合理的配慮マニュアルの配布や周知については更に意味のあるものとなっていると思われる。				
助言等	・当該課題においては障害福祉課単課で行うのではなく、健康推進課等他課との協力や、自立支援協議会(に参加している医師会代表や東部保健所代表)の協力を仰ぐのはいかがでしょうか。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	今年度中	
具体的な対応	本項目へのあり方について再検討を行う。	

プラン変更の要否	否	
修正前	医師会へのアプローチが必要であるが、課としての意向や見解を確立してからの働きかけが必要であるため、課内での打ち合わせを重ねたい。プランに位置付けるのを一旦中止し、準備ができてから再度位置付けたい。	
修正後		

No	20	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (緊急事態の際の対応の確立)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいの特性によっては、急な発作やパニックに陥る、親等の急な入院や死亡等により支援する人がいなくなるといったケースもあり、そのような場合に家族をはじめ周囲の人たちが緊急的に相談する体制が確立されていない。		常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態		
中長期方針	緊急事態の際の対応の確立				
年度計画	基幹相談支援センターの24時間相談体制を引き続き実施する。また、緊急対応型ショートステイ事業を引き続き委託するとともに、居宅介護事業所も含め委託事業者を増やせるよう努める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	29,115,500円	内容	基幹相談支援センター等委託料29,000,000円、障害者緊急対応型ショートステイ事業委託料115,500円
	<p>・障害者緊急対応型ショートステイ事業の委託先について、条件が折り合わず1か所契約不調になったものの、新規に1か所と委託契約し、計8か所となった。(次年度は、もう1か所新規契約予定)</p> <p>・別府市障害者自立支援協議会地域生活支援部会において、緊急時の対応が必要な障害区分未申請者の状況把握のため、チェックリストの案を検討した。</p>			
自己評価	困難度			
	達成度	年度計画を達成した。		
	総合	A	自己評価のポイント	障害者緊急対応型ショートステイ事業委託先の増加
今後の取組	基幹相談支援センター事業及び障害者緊急対応型ショートステイ事業を継続して委託する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	事業委託先の増加予定(前年度7→8)について評価できる。緊急ショート委託費については予算が半分以上に減っており、居宅介護への委託も進んでいない。夜間対応についての懸念は前年度同様拭かれていない。相談体制自体も夜勤を敷いているわけではなく、ショート体制も夜間の受け入れは困難である状況がある。		
助言等	<p>・地域生活支援拠点についての継続した議論と機能の強化が課題となるのではないか。</p> <p>・宇佐市、大分市等の緊急対応方法を参考に住宅系の課とも共同できれば更なる向上が図られるのではないか。</p>		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	地域生活支援拠点整備の中の緊急時の対応について、自立支援協議会の専門部会において協議していく。緊急対応型ショートステイ事業の委託先の増加、他の受け入れ先についても検討していく。
プラン変更の要否	否
修正前	基幹相談支援センターの24時間相談体制を引き続き実施する。また、障害者緊急対応型ショートステイ事業を引き続き委託するとともに、利用条件等を事業者にも周知する。
修正後	

No	21	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (保健事業・医療支援の利用円滑化)	担当課等	健康推進課	障害福祉課
条文	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。				
現状と目標	(現状)		(目標)			
	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえ、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援として重度心身障害者医療費助成制度があり、県内医療機関等での受診については申請不要であるため対象者の負担は軽減されている。		健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度心身障害者医療費助成制度は、来庁せずとも医療費の支給が受けられる仕組み			
中長期方針	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度心身障害者医療費助成制度については、今後も円滑な対応や処理ができるよう業務遂行する。					
年度計画	(健康推進課)保健事業(健康教室、健康診断等)については、障がいのある方への対応方法を関係機関と検討し、市報やホームページ等でわかりやすく広報をする。(障害福祉課)再交付申請に必要なフォームを作成し、受給者や受給者の家族が来庁する回数を減らす。					

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(健康推進課)	経費(概ね)	0円	内容	①検診車でのがん検診ができない障害のある人に対しては、対応が出来る健診実施先を広報・案内している。 ②ケーブルテレビの別府市だよりの際には、テロップを併用し、視覚的にも分かるようにしている。
	(障害福祉課)	経費(概ね)		内容	なし。
自己評価	困難度	(健康推進課) 情報が必要な人への周知が困難であった。健康教室には該当者の申し込みがなかった。		(障害福祉課) 受給者証の再交付について、現在の電話での受付で対応できているため、必要性がなかった。	
	達成度	対応を市報で広報しているため、当初の計画は達成できた。		フォームの作成には至らなかったが、出張所での受付、郵送での対応を周知することで、来庁する回数を減らした。	
	総合	B	自己評価のポイント	健康推進課 B 障害福祉課 C	困難な事情がありつつも、概ね計画を達成した。 特別困難な事情はないが、年度計画は達成できなかった。
今後の取組	(健康推進課) 引き続き、障害ある人等配慮が必要な人が安心して健診を受けられるよう、健診委託先と情報共有し、市報等で周知を行う。健康教室への申し込みがあった際には、安心して参加出来る方法を検討していく。 (障害福祉課)引き続き、来庁せずとも医療費が受けられるような仕組みを作り続ける必要があるため、検討していく必要がある。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	健康推進課については障がいのある方に向けた保険事業の広報は(計画にあげた市報、ホームページとも)できておらず達成度としては低いように感じられる。障がいのある方が安心して健診を受けるための配慮についてNo19(医療側)と合わせて広報を行う必要があるのではないかと。障害福祉課については年度計画の妥当性こそ異なるものの、来庁回数を減らすことはできており評価ができる。				
助言等	・すでになされている部分もあるが、情報の多様性を考慮し、ホームページ、市報だけでなくLINE等SNSも活用することを期待したい。 ・市内は健康診断の可能な医院も多いことから自分のかかりつけ病院でも健診可能となると良いのでは。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	(健康推進課)ホームページ等において、健診の受診に不安のある方の相談先として当課問合せ先を掲載する。その際、希望する健診の種類によって対応可能な健診センター等の案内を行う。 (障害福祉課)再交付申請フォームの作成を行い、来庁せずとも手続きができる仕組みをガイドブックに掲載することで周知を図る。

プラン変更の要否	否
修正前	(健康推進課)保健事業(健康教室、健康診断等)については、障害のある方への対応方法を関係機関と検討し、市報等でわかりやすく広報する。 (障害福祉課)市役所まで足を運ばなくても、出張所や電話、郵送で対応できることを周知する。
修正後	

No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮 (統合保育・統合教育の実施)	担当課等	子育て支援課 学校教育課
条文	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	保育については、課主催の障がい児保育全体研修会を年2回実施し、保育コーディネーターを中心とした園内研修を実施することで共通認識のもとに保育にあたっている。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のス킬等が十分とまではいかない。		ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態		
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。				
年度計画	(子育て支援課)保育コーディネーターの保護者や地域への周知を図るとともに「職員訪問支援」を実施する。(学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	(子育て支援課)	経費(概ね)	¥270,000	内容	子育て支援課主催研修会の開催、「職員訪問支援」の実施
	課主催研修会…演題「支援のある子どもへの援助方法について」講師:大分大学福祉健康科学部 准教授 飯田法子氏 講師料:¥30,000 日時:令和5年11月30日(木)19:00~20:30 場所:ほっぺパーク2階多目的ホール 参加人数:101名 「職員訪問支援」…外部講師による定期的な公立保育所3施設の職員への直接支援を実施した(対応が困難な園児に対する実践指導、カンファレンス、経過観察及び助言) 費用:¥240,000(¥20,000/回×4回×3園) 講師:越智芳子氏(元ひばり園園長)				
自己評価	(学校教育課)	経費(概ね)	92,324,000円	内容	特別支援教育支援員賃金
	・幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員を50名派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行った。その結果、特別支援教育支援員が支援を行ったことで、対象の園児児童生徒に変容が見られたと回答した園、小中学校が100%だった。 ・支援員の専門性向上のために、研修会を行った。				
自己評価	困難度	(子育て支援課)研修会の開催や「職員訪問支援」を実施することで職員のスキルアップを図り、支援のいる子どもの一人一人の対応について学ぶことができ実践につながった。医療的ケア児の受入については支援体制が充分ではない。			(学校教育課) ・年々増加する、特別な支援を必要とする子どもの人数に対して、支援員の人数が不足している。 ・個別の支援を必要とする子どもに対して、支援員の専門性の向上が必要。
	達成度	(子育て支援課)課主催研修会の開催や「職員訪問支援」を実施することで、一人一人の児の対応の実際について学ぶことができ職員のスキルアップに繋がった。支援のいる子どもの入所率は全体で3割になっている。			・年度当初7名の欠員が生じたが、継続した募集により50名を確保することができた。 ・専門性向上のための研修会が実施できた。
	総合	A	自己評価のポイント	子育て支援課 B 学校教育課 A	医療的ケア児の受け入れについての支援体制が十分でない。 ・一人一人に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、子どもの困りが軽減され、変容が見られた。
今後の取組	(子育て支援課)医療的ケア児の支援体制の整備を図る。 (学校教育課)令和6年度は、当初から50名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行うために、人材の確保と専門性の向上に努める。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	保育コーディネーターの実績が見えない(直接的に連携を図る中で、障害のある子どもの受け入れや個別対応が困難なケースあり。保育所が児童発達支援など障害福祉サービスの理解に乏しく、連携が図りにくいケースも多くみられる) ・研修を行うことは評価できる。その後の職員のスキルの向上(支援にどのように生かされているか)、具体的に何人の子どもに対して支援を行ったのか具体的な内容が見えない。 ・支援員の増員は評価できるが、現場での人員の不足は継続していると思われる。・園児児童生徒に変容が見られたと回答する学校が100%、どのように変容したのか具体的に示してほしい。		
助言等	・保育コーディネーターの実績を見る形で示していただきたい。関係機関と連携を図ることができる存在として活躍してほしい。・支援員について、利用している児童生徒や保護者の満足度等も確認し、増員についての検討をお願いしたい。 ・医療的ケア児の体制づくりについては、医療的ケア児の協議会との意見交換が必要ではないかと思う。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(子育て支援課)要支援児の入所を積極的に行うなかで、「職員訪問支援」を実施して一人一人の児に応じた支援を行う。また、医療的ケア児の受入についても職員のスキルアップを図り、支援体制を整備する。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員50人を派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細やかな支援を行う。また支援員を対象とした研修会を開催する。
プラン変更の要否	否
修正前	(子育て支援課)要支援児の入所を積極的に行うなかで、「職員訪問支援」を実施して一人一人の児に応じた支援を行う。また、医療的ケア児の受入についても職員のスキルアップを図り、支援体制を整備する。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員50人を派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細やかな支援を行う。また支援員を対象とした研修会を開催する。
修正後	

No	23	分類	保育及び教育に関する合理的配慮 (教職員への研修実施)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	教職員の障がいに対する理解をより深めるために、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、研修の機会を創出している。		教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態		
中長期方針	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。				
年度計画	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)		内容		
		0円			
自己評価	困難度	学校現場を離れての研修は、時間的に制約がある。また、研修内容を各学校(園)に還元することの徹底も課題である。			
	達成度	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター研修会を通して、支援学校の現状や連携のあり方と就学についての理解を深めることができた。 「個別の指導計画」の作成を通して、校内での子ども理解と支援方法の確立と共有することができた。 			
	総合	B	自己評価のポイント	特別支援教育コーディネーター研修会、校内研修を実施することはできたが、特別支援教育担当者研修会が実施できなかった。	
今後の取組	令和6年度も、障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等について研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> 研修は実施されているが、参加人数など具体的な数字も示してほしい。 特別支援コーディネーター研修会や「個別の指導計画」の作成を通して、どのような理解を深めたのか、支援方法の確立、連携を図っているのか不透明。 研修会後の成果を具体的に示してほしい。研修を行った＝障がいに対する理解ができるようになったとは言いきれないのではないかと。 特別支援コーディネーターが連携して構内研修を実施とあるが、参加人数と園研修が現場でどのように生かされているのか具体的に示してほしい。 				
助言等	引き続き、障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等についての研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図ってほしい。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の内容の吟味、対面やオンライン、資料配布等柔軟な形で開催し、支援員の専門性の向上、幼小中担当者の連携を図る。 各学校において、コーディネーターが中心となり、関係機関から講師を招くなど連携して、教職員対象の研修会を実施する。
プラン変更の要否	否
修正前	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。
修正後	

No	24	分類	保育及び教育に関する合理的配慮 (学校間の連携及び調整の推進)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。		市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態		
中長期方針	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。				
年度計画	別府市特別支援連携協議会を開催する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	100,000円	内容	・特別支援連携協議会委員謝礼費 50,000円 ・相談支援ファイル用消耗品 50,000円	
	・別府市特別支援連携協議会を年2回開催した。 ○第1回(令和5年7月24日) 協議内容 ・各機関における具体的な取組及び課題 ・情報交換 ○第2回(令和6年2月20日) 協議内容 ・今年度の各機関や学校における支援体制について ・相談支援ファイル「ゆけむりん」の活用・充実について ※委員は、大学、医療機関、健康推進課、障害福祉課、子育て支援課、学校教育課 幼・小・中学校関係者19名 ・6月に別府発達医療センターで、2月には障害福祉課主催の保護者や事業所を対象としたオンライン就学準備説明会で、就学についての説明や相談支援ファイルについての説明を行った。 ・特別な支援が必要な幼児児童生徒(就学相談会参加者、特別支援学級在籍者等)の保護者に向けて、相談支援ファイルを約80冊配付した。 ・相談支援ファイルの内容について関係機関と協議を行い、今後内容の改善について協力して取り組んでいくことを確認した。				
自己評価	困難度	・相談支援ファイルの改善に向けて、活用している保護者を把握し個別に連絡をとることは困難である。 ・放課後等デイサービスや各事業者等との連携について理解を深めていく必要がある。			
	達成度	・各関係機関と学校における連携体制及び市内の園児児童生徒に対する支援のあり方について協議することができた。 ・作成した支援ファイルを市内の特別な支援が必要な園児・児童・生徒に配布することができた。配付数が増加している。R4は約70冊配付→R5は約80冊配付			
	総合	B	自己評価のポイント	各機関と学校における連携体制作りを目指したが、具体的な体制づくりにまでは至らなかった。	
今後の取組	・別府市特別支援連携協議会において、各関係機関と学校における連携体制づくりや相談支援ファイルの内容について引き続き協議し、よりよい支援体制づくりや改善を目指す。 ・令和6年度、新たに特別支援学級に在籍する児童・生徒、幼稚園・保育園・未就園児で就学相談会に参加する保護者等へ相談支援ファイルを配付する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・協議会は開催されているが、体制づくりはできていない。 ・ゆけむりんの配布は、評価できるが、配布だけに終わっていないか。活用・充実に向けた具体的な取組が昨年度に引き続き見えない。 ・連携協議会の年2回の開催では、課題(議題)の整理と、検討に終わらず、解決に向けた具体的な動きを決定するまでが会議に求められる。 ・目標と年度計画が結びついていない。				
助言等	・関係機関との連携は、継続してほしい。連携強化に向けて回数を増加したり、実務者レベルの体制作り等、工夫が必要ではないか。 ・ゆけむりんが、活用されるための仕組みを早急に作っていただきたい。 ・支援ファイルが複数存在することにより、混乱する。それが解決できれば保護者も混乱しなくてよいのではないか。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	・協議会において、「ゆけむりん」の内容、活用について協議を行い、関係者に対して「ゆけむりん」の周知を行う。 ・就学についての説明会の機会に、「ゆけむりん」の紹介を行い、関係者に周知を図る。 ・就学相談会参加保護者に対して「ゆけむりん」の配付を積極的に行い、周知及び活用を広げていく。 ・関係課と「ゆけむりん」の内容、形式について協議を行い、改善を図る。	
プラン変更の要否	否	
修正前	別府市特別支援連携協議会を開催する。	
修正後		

No	25	分類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	担当課等	障害福祉課
条文	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもポッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。		芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態		
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。				
年度計画	アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、参加人数がコロナ前と同等に近づけるよう実施方法や周知のあり方などの改善を図りながら事業を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	1,200千円	内容	会場使用料、会場設営・撤去費、講師謝礼金、印刷製本費、郵送料、事務費等
	(芸術文化)障害者週間と重なる令和5年12月1日から8日の8日間、令和4年度と同会場となるトキハ別府店にてアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、作家一人一人に大変有意義な時間と空間を提供することができ、また、共生社会に向け、多くの障がい者(児)の社会参加や人材育成の促進のほか、市民相互の理解促進を図ることができた。			
自己評価	困難度			
	達成度	芸術文化並びにスポーツについてはコロナ禍の影響に配慮しつつ、障がい者の社会活動の鈍化を招くことのないよう実施したことで、参加者にとって有意義な機会や経験になったほか、共生社会の構築に寄与できた。		
	総合	B	内部評価のポイント	コロナ禍の影響で従前より参加者は減少したが一定程度の効果があった。
今後の取組	コロナ完全脱却後、参加人数がコロナ前と同等に近づけるよう実施方法や周知のあり方などの改善を図りながら今年度と同等の事業を実施する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・アール・ブリュットの芽ばえ展が毎年開催されていることで、市民に障害者アートが浸透し、たくさんの人が作品を見に訪れることで、障害者自身のやりがいや目標に繋がっている。 ・障害者スポーツに子どもの参加が少なく、競技人口が増えていかない。小中学校にポッチャの道具をそろえるなど、障害者スポーツに慣れ親しむ機会をもつことも一案。		
助言等	・徐々に回復してくる事業と考えます。計画を立てる上で人数や日にちの設定など配慮しても良かったのではないかと考えます。(過少設定) ・スポーツ教室などが身体障がい者に限ったものになっているため、知的障がい者、精神障がい者、障がい児も参加できるように検討してほしい。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	障がい者のスポーツ教室を身体障害者に限らず、精神障害者、知的障害者も参加できるように事業設計する。

プラン変更の要否	否
修正前	コロナ完全脱却を見据え、参加人数がコロナ前と同等に近づけるよう実施方法や周知のあり方や協力体制などの改善を図りながら今年度と同等の事業を実施する。
修正後	

No	26	分類	親亡き後等の問題の解決	担当課等	障害福祉課
条文	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	親亡き後等の問題の不安を感じている当事者が多く、その不安を軽減する具体的な施策を講じられていない状態		親亡き後等の問題を構成する各課題が解決され、この問題に対する不安が軽減されている状態		
中長期方針	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会各分会において親亡き後等の問題の解決策を検討する。また、期間限定で親亡き後等の問題相談ブースを設ける。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	10,800,000円	内容	コーディネーター設置等委託料	
	<p>・障害者週間に合わせて、合理的配慮の必要性や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴う令和6年度以降の変更点について、当事者の家族から訴えるという形で、別府市障害者自立支援協議会地域生活支援部会作成の啓発動画を市公式ホームページや市役所1階バンブーシアターで視聴できるようにした。また、自治委員会理事会や市報でも周知した。</p> <p>・大分県親亡き後問題相談員研修修了者による連絡協議会を2回開催した。また、大分県主催で親亡き後問題相談員も含めた親亡き後等の問題に関する研修を開催し、7名が参加したほか、親亡き後等の問題相談会では、大分県から委託を受けた社会福祉法人大分県社会福祉事業団の親なきあと相談員と共に、研修修了者も計4件相談対応した。</p>				
自己評価	困難度				
	達成度	年度計画を達成した。			
	総合	A	自己評価のポイント	親亡き後等の問題相談ブースを市役所1階に設け、相談対応が実施できた。	
今後の取組	大分県親亡き後問題相談員研修修了者と同じスキルを、研修未受講の相談支援専門員に身につけさせる方策を検討する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<p>・親なきあと問題を抱えるケースは増えているが、親なきあと相談員の役割やスキルが明確でなく、十分な活用ができていないと言いき難い。また、相談ブースを活用する相談者が少なく、周知の方法や実施方法を検討する必要がある。</p> <p>・元々担っていた地域生活支援部会が終了したことを受けて、次の担い先を決めていくことが必要。</p> <p>・提言書に沿ってどこまで進んでいるか、進捗確認や検証が必要。</p>				
助言等					

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	今年度の親なきあと相談会の周知方法を別府市公式LINEや事業所あてへの周知も行う。また、来年度以降の親なきあと相談員の活用などを検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	期間限定で、親亡き後等の問題相談ブースを設ける。
修正後	